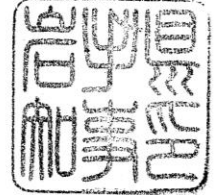


水振第522号
令和5年1月10日

岩手県内水面漁場管理委員会
会長 佐藤 由也 様

岩手県知事 達増 拓也



共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）
漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、下記のとおり遊漁規則の変更認可申請がありましたので、同条第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 申請者
田老町河川漁業協同組合
- 2 漁業権番号及び河川名
内共第6号 撰待川
- 3 変更概要
禁止区域の設定



担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当 荒木
Tel：019-629-5817（内線5815）
Fax：019-629-5824
E-mail：t-araki@pref.iwate.jp

様式第 10 号イ

令和 4 年 1 月 27 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所 宮古市田老一丁目 3 番 4 号
氏 名 田老町河川漁業協同組合
代表理事組合長 和井田 学



遊漁規則変更認可申請書

平成 25 年 9 月 1 日岩手県指令水振第 439-8 号で認可された田老町河川漁業協同組合
内共第 6 号及び第 7 号第五種共同漁業権遊漁規則について、別添のとおり変更したいので、
漁業法第 170 条第 3 項の規定により、認可を申請します。



田老町河川漁業協同組合内共第6号及び第7号第五種共同漁業権遊漁規則変更理由書

田老町河川漁業協同組合

当組合では、あゆ、やまめ、さくらますなどを漁業権対象種として、漁業及び遊漁を営んでいるが、漁業権区域のうち、特に、撰待川砂防えん堤下流端から三陸鉄道橋下流端までの区域は、魚が滞留しやすく魚の認識が比較的容易であるため、漁業権対象種の密漁が周年にわたり散見されるなど、当該河川に生息する魚種の繁殖保護に深刻な影響を及ぼしている。

当該区域を禁止区域として設定し、漁業権対象種の繁殖保護を図ることにより、漁場の適切な管理を実施するため、田老町河川漁業協同組合内共第6号及び第7号第五種共同漁業権遊漁規則で定め禁止区域に係る諸規定を追加するものである。

1 禁止区域の設定（第4条）

田老町河川漁業協同組合内共第6号及び内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更 新旧対照表

田老町河川漁業協同組合

田老町漁業協同組合内共第6号及び内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

変更理由 禁止区域の設定に係る諸規定の追加

変更前	変更後				
<p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(全長の制限)</p> <p>第4条 [略] (遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第5条 [略] (遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第6条 [略] (遊漁に際して守るべき事項)</p> <p>第7条 [略] (漁場監視員)</p> <p>第8条 [略] (違反者に対する措置)</p> <p>第9条 [略] (共通遊漁の承認に関する事項)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>第1条～第3条 [略] (禁止区域)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="678 212 798 1153"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>摂待川砂防えん堤下流端から三陸鉄道橋下流端までの区域</td> <td>1月1日～12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(全長の制限)</p> <p>第5条 [略] (遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 [略] (遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第7条 [略] (遊漁に際して守るべき事項)</p> <p>第8条 [略] (漁場監視員)</p> <p>第9条 [略] (違反者に対する措置)</p> <p>第10条 [略] (共通遊漁の承認に関する事項)</p> <p>第11条 [略]</p>	区 域	期 間	摂待川砂防えん堤下流端から三陸鉄道橋下流端までの区域	1月1日～12月31日まで
区 域	期 間				
摂待川砂防えん堤下流端から三陸鉄道橋下流端までの区域	1月1日～12月31日まで				

田老町河川漁業協同組合内共第6号及び内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共6号及び内共7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合又は組合の委託を受けた指定販売所に第5条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所は、毎年新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の区域内及びエ欄の期間中でなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁の方法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り	免許区域	7月1日から11月30日の期間内で組合が定め広告する期間
〃	がら掛け	〃	9月1日から11月30日まで
うぐい	竿釣り(餌釣り、擬餌釣り)	〃	1月1日から12月31日まで
さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
やまめ	〃	〃	3月1日から9月30日まで
いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては当該制限の内容を公表するものとする。

3 前項の公表は新聞又は掲示等により行うものとする。

(禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
摂待川砂防えん堤下流端から三陸鉄道橋下流端までの区域	1月1日～12月31日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うぐい	10センチメートル
やまめ(ひかり含む)	13 〃
いわな	13 〃

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 第2条の定める遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生、身体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る）のときは2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	友釣り、がら掛け	500円	3,000円
うぐい、やまめ いわな、さくらます	竿釣り (餌釣り、擬餌釣り)	400円	1,000円

- 2 第2条の規程にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁業監視員に納付する場合は、未就学の幼児、小・中学生、身体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る）を除き、日額と同額を加算した額とする。
- 3 第1項の身体不自由者及び中学生にあっては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条及び第5条に定める遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を交付するものとする。

- 2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁証を使用して遊漁しようとする者は、第2条及び第5条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

区分	魚種	漁具・漁法	遊漁料	
			個人	団体
全魚種	あゆ	友釣り	22,400円	20,100円
	うぐい、やまめ いわな、 さくらます	竿釣り (餌釣り、擬餌 釣り)		
雑漁 (あゆ以外)	うぐい、やまめ いわな、 さくらます	竿釣り (餌釣り、擬餌 釣り)	15,700円	14,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
岩手県盛岡市内丸16番1号
岩手県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに別に交付する腕章を付けなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第5条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

様式第1号

遊漁承認証

表	裏																															
<p style="text-align: center;">No.</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 60%;">(住所)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table> <p>承認期間</p> <p>魚種</p> <p>漁具漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者 田老町河川漁業協同組合 (印)</p>	遊 漁 者	(住所)			(氏名)	(年齢)	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>3.</p> <p style="text-align: center;">(参考) 主要魚種の稚魚放流数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">魚種名</th> <th style="width: 12.5%;">H○</th> <th style="width: 12.5%;">H○</th> <th style="width: 12.5%;">H○</th> <th style="width: 12.5%;">H○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	魚種名	H○	H○	H○	H○																				
遊 漁 者	(住所)																															
	(氏名)	(年齢)																														
魚種名	H○	H○	H○	H○																												

様式第2号

漁場監視員証

表

裏

No.	
漁場監視員証	
下記の者を当組合の漁場監視員 であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	
田老町河川漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項	
1.
2.
3.

様式第3号

県内共通遊漁承認証

No. _____ 平成 年 県内共通遊漁承認証

写 真	遊 漁 者	1. 有効期限 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 2. 魚種 3. 遊漁料 4. 交付年月日
	団体名	
	住 所	
	氏 名	
	年 齡	
岩手県内水面漁業協同組合連合会 (印) 電話 019 (623) 8712		